
第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨及び目的

帯広市では、平成12年4月に第一期の帯広市障害者計画を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと「障害者が住み慣れた家庭や地域社会において、生きがいをもって生活することができ、笑顔で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国は平成14年12月に「障害者基本計画」を策定し、障害のある人の自立と社会参加に関して、長期的視点をもって総合的かつ計画的な取り組みをすすめてきています。

障害福祉サービスの提供は、行政による「措置」から、利用者がサービスを選択し事業者と「契約」する支援費制度へと、その仕組みが大きく変更されました。また、サービス需要の拡大による財政的問題や新たな課題への対応が求められるようになったことなどから、平成18年4月には、障害者自立支援法が施行され、これまでの障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療費などは、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みへと変わる一方、サービス利用者の応益負担制度が導入されました。

また、「発達障害者支援法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）の制定をはじめ、「障害者雇用促進法」の改正など、さまざまな法制度の制定、改正が行われてきています。

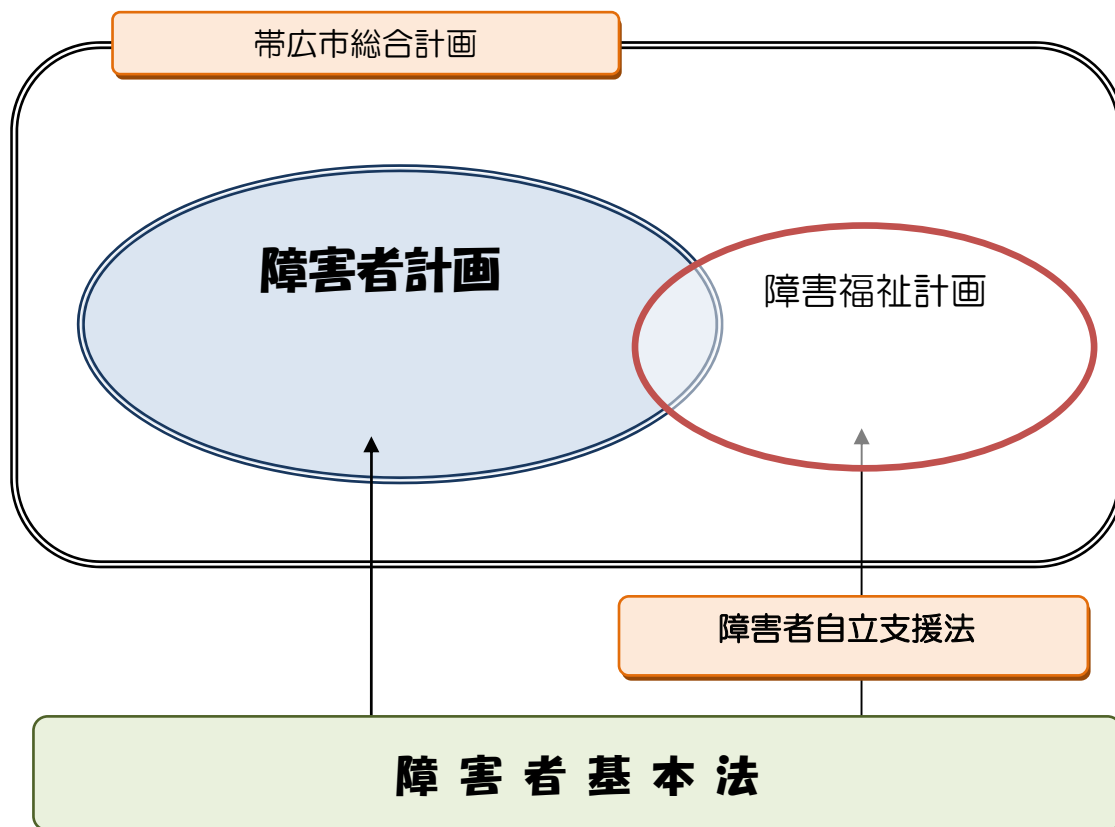
国際的には、平成18年12月に国連において障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」が採択され、我が国でも締結を目指した作業がすすめられています。このような動きの中、北海道においても平成21年3月に「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」が制定されています。

このように、障害者福祉施策が大きな転換期を迎えている中、第一期帯広市障害者計画の理念を引き継ぎ、施策の進捗状況、社会情勢、障害のある人のニーズを踏まえ、各種施策を展開するため第二期帯広市障害者計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、第六期帯広市総合計画の分野計画であり、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、障害のある人に関する施策を推進するための基本的な計画です。

また、国や北海道の障害者計画を基本とし、帯広市障害福祉計画などとの整合性を図りながら定めるものです。



3 計画の対象者

計画の対象者は、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民、企業、行政、各種団体などとなります。

また、この計画の「障害のある人」及び「障害のある子ども」の範囲は、障害などが原因で日常生活に支援と配慮を必要とする人を対象にします。

なお、制度や助成の対象となる人は、各法令や規則などによって定められた人が対象となります。

4 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画の期間とします。

	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成31 年度
第一期 障害者計画	→								
第二期 障害者計画					←→				
障害福祉計画	←→ 第一期			←→ 第二期					

5 計画の推進体制

この計画は、幅広い分野にわたっていることから、各関係部署や機関、事業者との連携、調整を十分に考慮し、帯広市障害福祉計画などとの整合性を図りながら計画的に施策を推進します。

また、その進捗状況を毎年度、帯広市健康生活支援審議会、帯広市地域自立支援協議会に報告します。

さらに、この計画の推進に当たっては、障害のある人のニーズや社会・経済の情勢などに適切に対応するとともに、制度改正を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うこととします。